航空管制官採用試験		外国語試験(多肢選択式)	英語
		外国語試験（聞き取り）	
		外国語試験（面接）	
刑務官採用試験	刑務A（武道） 刑務B（武道）	実技試験	受験者の選択する次のイ又はロのいずれかに掲げるもの イ　柔道 ロ　剣道
航空保安大学校学生採用試験	航空情報科	学科試験（多肢選択式）	一　数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A、数学B、英語Ⅰ及び英語Ⅱ
	航空電子科		二　数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A、数学B及び物理Ⅰ
海上保安大学校学生採用試験		学科試験（多肢選択式）	次のイ及びロに掲げる科目 イ　数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A、数学B、英語Ⅰ及び英語Ⅱ ロ　受験者の選択する次の⑴又は⑵のいずれかに掲げる科目 ⑴　物理Ⅰ ⑵　化学Ⅰ
		学科試験（記述式）	
海上保安学校学生採用試験	航空課程	学科試験（多肢選択式）	一　数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A、数学B、物理Ⅰ、英語Ⅰ及び英語Ⅱ
	情報システム課程		二　航空保安大学校学生採用試験の項第１号に定める科目と同一の科目
	海洋科学課程		三　第１号に定める科目と同一の科目
気象大学校学生採用試験		学科試験（多肢選択式）	一　海上保安学校学生採用試験の項第１号に定める科目と同一の科目
		学科試験（記述式）	二　数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学Ⅲ、数学A、数学B、数学C、物理Ⅰ、物理Ⅱ、英語Ⅰ及び英語Ⅱ

人事院公示第17号

人事院は、人事院規則８―18（採用試験）第21条第１項及び第25条の規定に基づき、採用試験の受験の申込み及び受験並びに採用試験の施行に関し、次のとおり決定した。

平成23年４月14日　　人事院総裁　江利川　毅

1　採用試験の受験の申込み及び受験

一　採用試験の受験の申込み

⑴　採用試験を受けようとする者は、この号に定める手続により、受験の申込みをしなければならない。

⑵　受験の申込みは、受験申込書を試験機関（人事院規則８―18（採用試験）(以下「規則」という。)第12条第４項の規定に基づき受験申込書の受付の事務が他の機関に委託された場合は、当該機関とする。⑹から⑻まで及び第２項第１号において同じ。)に提出して行うものとする。

⑶　受験申込書には、試験機関の定める様式の受験申込用紙を用い、所定の事項を記載し、及び試験機関が必要と認める資料を添付しなければならない。

⑷　区分試験（規則第４条第３項に規定する区分試験をいう。以下同じ。)又は地域試験（規則第５条第２項に規定する地域試験をいう。以下同じ。)に区分して行われる採用試験についての受験の申込みは、一の区分試験又は一の地域試験についてのみ行うことができる。ただし、規則第３条第１項第１号に掲げる採用試験の区分試験のうち、法務の区分試験（以下この⑷において「法務区分」という。)及び法務区分以外の一の区分試験に受験の申込みを行う場合、規則第３条第１項第２号に掲げる採用試験の区分試験のうち、教養の区分試験（以下この⑷において「教養区分」という。)及び教養区分以外の一の区分試験に受験の申込みを行う場合は、この限りでない。

⑸　受験の申込みは、試験機関の定める申込受付期間内に行わなければならない。

⑹　郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者、同条第９項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第３条第４号に規定する外国信書便事業者による同法第２条第２項に規定する信書便（以下この⑹において「信書便」という。)で提出された受験申込書が、申込受付の最終日後に試験機関に到達した場合において、まだ当該採用試験が実施されていないときは、申込受付の最終日以前の通信日付印（通信日付印のないものについては、郵便局又は信書便の業務を行う事業所において交付されるその郵便物又は同条第３項に規定する信書便物の受領証その他のそれらの引受日を証明する書面）があるものに限り、申込受付期間内に提出されたものとみなす。

⑺　採用試験を受けようとする者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第３条第１項及び人事院規則１―38（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用）の定めるところにより、受験申込書の提出に代えて、同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験の申込みを行うことができる。この場合における当該受験の申込みの試験機関への到達については、同条第３項の定めるところによる。

⑻　受験の申込みをした者は、試験機関が第２項第１号⑵の規定により不適法な受験の申込みの補正を命じたときは、その命ずるところに従い、補正をしなければならない。

⑼　受験の申込みの受理後においては、受験申込書に記載された受験申込者の志望に係る事項は、変更することができない。ただし、試験地については、試験機関がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

二　採用試験の受験

⑴　採用試験は、当該採用試験についての受験の申込みを受理された者に限り受けることができる。

⑵　採用試験を受けようとする者は、試験機関の指定する日時、試験地及び試験場において受験しなければならない。

⑶　採用試験を受けようとする者は、第２項第２号⑸の試験管理者が同号⑹の規定により試験機関の指定する時間又は試験場と異なる時間又は試験場を指定したときは、⑵の規定にかかわらず、その指定された時間又は試験場において受験しなければならない。

⑷　採用試験を受けようとする者は、試験機関が第２項第２号⑵の規定により書類その他の資料の提示又は提出を求めたときは、当該資料を提示し、又は提出しなければならない。

⑸　⑷の規定に反し、当該資料を提示せず、又は提出しなかった者は、試験機関が第２項第２号⑶の規定により当該採用試験の受験を拒否したときは、その後に実施する当該採用試験を受けることができない。

⑹　受験の申込みを受理された者で当該採用試験を受ける資格が欠けていたことが明らかとなったものは、その後に実施する当該採用試験を受けることができない。

⑺　一の試験種目を受けなかった者は、当該採用試験についてその後に実施する試験種目を受けることができない。

⑻　第２次試験は、当該採用試験の第１次試験の合格者、第３次試験は、当該採用試験の第２次試験の合格者に限り受けることができる。

⑼　受験者は、採用試験の実施の事務を執るための場所に立ち入ってはならない。